

給料表すべての号俸で引き上げ改定

一時金 0.10 月分引き上げ

再任用職員は 0.05 月分引き上げ

仙台市人事委員会による「職員の給与に関する勧告」を受けて、仙台市労働組合連合会（市立高教組も加盟していて8つの単組で構成されています）が当局と3回にわたる交渉を行いました。その結果、2年連続で一時金0.1月分引き上げ（再任用職員は0.05月分引き上げ）が決まり、年間4.5月分（再任用職員は年間2.35月分）となりました。これまでは、引き下げるときは全員対象の期末手当から、引き上げるときは人事評価（業績評価）が用いられる勤勉手当からという悪しき慣行が続いていました。それに対して私たち組合では、引き上げの場合も期末手当を用いるべきと訴え続けてきました。今回の改定ではその要求が一部認められる形となり、期末手当と勤勉手当の両方で0.05月分ずつ均等に引き上げられることになりました。月例給に関しては、公民格差（0.77%）を解消するため、初任給を中心に若年層だけでなく給料表全体での引き上げになりました。（令和5年4月1日から実施）

詳細については以下の通りです。

- 職員（管理職員を除く）に支給する期末・勤勉手当については、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める月数分とする。
 - 再任用職員以外の職員（管理職員を除く）
 - 令和5年度
12月期 期末手当1.25月分及び勤勉手当1.05月分
 - 令和6年度以降
6月期及び12月期 期末手当1.225月分及び勤勉手当1.025月分
 - 再任用職員（管理職員を除く）
 - 令和5年度
12月期 期末手当0.70月分及び勤勉手当0.50月分
 - 令和6年度以降
6月期及び12月期 期末手当0.6875月分及び勤勉手当0.4875月分
- 上記1の実施時期については、令和5年度分は令和5年12月1日と、令和6年度以降分は令和6年4月1日とする。

今回、実現しなかった要求事項として

○正職員の定年が引き上げられたことを踏まえ、現在55歳となっている昇給停止年齢を引き上げることに。

○ガソリン等価格をはじめとする引き続く物価の高騰を踏まえ、諸手当を引き上げること。

等があります。2年連続で一時金は引き上げられましたが、昨今の物価高騰に到底追いつくものではありません。これらの要求については来年度以降も引き続き、重点要求として交渉していきたいと考えています。